

補助金交付決定後の流れ

1. 実績報告の提出期限

設備の設置や購入が完了したら、以下の期限までに「実績報告書」を提出してください。

- **期限：** 工事完了から **30 日以内**、またはその年度の **3 月 10 日**（同日が閉庁日の場合は翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日
- **注意：** 期限を過ぎると、補助金の交付はできません。必ず余裕を持って提出してください。

2. 手続きの流れ

工事・納車の完了： 設置業者等から引き渡しを受けます。



実績報告書の提出： 必要書類を揃えて役場へ提出します。



現地検査： 町職員が設置状況を確認に伺います（日程は後日調整します）。



補助金の請求： 確定通知を受け取った後、「請求書」を提出します。
※実績報告書と併せて提出することも可能です。



補助金の振込： 請求受理から約1ヶ月後に指定口座へ振り込まれます。

3. よくある質問（FAQ）

- **Q：現地検査では何をチェックするの？**
A： 申請通りに設備が設置され、正常に稼働しているかを確認します。電気自動車等の場合は、実際に給電している様子を見せていただくことがあります。
- **Q：振込先の名義は誰の名前が良い？**
A： **必ず「申請者本人」の口座**にしてください。家族名義等の口座には振り込むことができません。

実績報告書類チェックリスト

1. 全員必要な書類（基本セット）

チェック	書類の名称	備考
☐	補助金実績報告書	役場窓口または町 HP からダウンロードできます
☐	支払いを証する書類	領収書や支払証明書など（内訳がわかるもの）
☐	設置後の写真	設備全体がわかる写真（EV は保管場所にて撮影）
☐	住民票の写し	申請者本人のもの（ 実績報告書内の同意で省略可 ）

1. 追加で用意するもの（これがないと受付できません！）

■定置用リチウムイオン蓄電システム・V2H 充放電設備

チェック	必要な書類	備考
☐	太陽光発電があることの証明書類	設置工事完了報告書（または工事完成引渡書）、設置工事の請負契約書、電力会社との契約書など
☐	未使用品証明書	業者発行の「未使用品」である旨の証明書類

■電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

チェック	必要な書類	備考
☐	車検証の写し	自動車検査証記録事項
☐	太陽光発電設備で発電した電気を電気自動車等に給電できることが分かる書類	（下記書類は例です） ・ 施工業者が作成する「系統図（または配線図）」 ・ 機器の「仕様書（該当箇所）」 ・ 接続部（コネクタ）の写真(※1) ・ 充放電器の表示パネルの写真可(※2)
☐	所有者と使用者が異なる理由が分かる書類(※3)	・ 保管場所標章番号通知書の写し ・ 申請者が契約者である自動車保険証（任意保険）の写し（ローン購入でクレジット契約等）

(※1)太陽光発電側の出力端子と、EV の充電口に繋がるケーブルの接続時の写真

(※2)パワーコンディショナーや V2H の操作パネルで「太陽光出力中」かつ「充電中」というインジケータが点灯している瞬間の写真

(※3)ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合のみ提出